

令和7年度会計年度任用職員（葛飾区児童相談所勤務） 募集要項

1. 募集職名、職務内容等

| 職名 | 採用人数 (予定) | 主な職務内容 |
|------------------------------|--------------|--|
| 児童相談所 看護師 (一時保護 部門) | 1名 | ◎一時保護所で保護している子どもの健康管理及び受診同行等を行う。 【職務例】 ・入退所対応（身体測定、健康観察、アレルギーの確認等） ・服薬管理 ・軽微な怪我の応急手当、体調不良時の経過観察及び受診判断の助言 ・通院対応（同行等） |

2. 受験資格

地方公務員法等において選考を受験できないとされる者に該当せず（詳細は最終ページ参照）、かつ次の①と②のいずれの要件も満たす者とする。

- | |
|---|
| ① 保健師助産師看護師法に基づく看護師の免許を有する者 |
| ② 児童養護及び児童の健全育成に対して理解があり、児童福祉の促進に熱意のある者 |

3. 任用期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

※再度任用制度あり

4. 主な勤務場所

葛飾区児童相談所

※敷地内は禁煙

5. 勤務条件等

(1) 報酬額等

月額：240,433円（予定）

※期末・勤勉手当あり

※通勤手当は、月額55,000円を限度とし、最も合理的・経済的な経路での実費分を支給

※健康保険、厚生年金及び雇用保険の加入あり

(2) 勤務時間、休暇等

①勤務日

週4日（月曜日から日曜日にかけてのローテーション勤務）

②勤務時間

午前8時30分から午後5時まで（1日7.5時間・週30時間）

※休憩時間は正午から1時間

③週休日

ローテーション勤務のため、週休日は4週間ごとに定める。

④休日

ローテーション勤務のため、祝日、年末年始の休日（12月29日から翌年1月3日までの日）が出勤となり、振替える場合がある。

⑤休暇

年次有給休暇、その他慶弔休暇、夏季休暇等（付与日数や取得に要件あり）

6. 選考方法

第一次選考：書類選考

第二次選考：個別面接

7. 応募期間

令和7年1月17日（金）から令和7年2月7日（金）まで

8. 第一次選考合格発表

令和7年2月中旬（予定）

9. 第二次選考試験日

令和7年2月27日（木）（予定）

10. 第二次選考合格発表

令和7年3月上旬（予定）

11. 申込方法

次の申込書類①～③及び返信用封筒（110円切手貼付・返信先の宛名を記入）を、簡易書留等により郵送でご提出ください。

【申込書類】 ※申込書類については返却いたしません。あらかじめご了承ください。

① 採用選考申込書（本募集要項と共にHPからダウンロードしてください。）

② 課題式作文（1,000字程度 A4横書き1枚）

「一時保護所に保護されている個々の子どもたちの健康を支援するためには、何が重要だと思いますか。あなたの考えを述べてください。」

③ 受験資格を証する書類の写し

【応募先】

124-0012 東京都葛飾区立石2-30-1

葛飾区児童相談所 あて

※令和7年2月7日（金）午後5時まで必着

※封筒の表面には「会計年度任用職員応募（児童相談所看護師）」と朱書きし、裏面にご自分の住所、氏名を明記してください。

※簡易書留等の確実な方法で郵送してください。

12. 問い合わせ先（選考内容・結果についての問い合わせには応じられません。）

葛飾区児童相談所（保護第一係）：03-5698-0303

13. その他

令和7年度の任用は、令和7年度予算が区議会で可決されることが条件となります。

任用から1か月間は、条件付採用期間（試用期間）となります。この期間中に職務を良好な成績で遂行したときに正式採用となります。

【参考】

地方公務員法第16条（欠格条項）

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 一 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 二 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 三 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- 四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

※平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）は受験できません。